

公開模試 解説講義レジュメ

【総評】

若干易しい出題、基本をしっかりと押さえて高得点を狙いたい。

基礎法学－普通 憲法－易しい 行政法－普通 民法－易しい 商法－やや難

正解が必須の問題	3・5・6・7・8・10・11・12・13・14・15・16・17・19・20・24・26・ 28・29・30・31・33・34
合否を分ける問題	1・2・4・9・18・21・22・23・27・32・36・37・38・39・40
落としても構わない問題	25・35
一般知識で確保したい問題	47・52・54・55・56・59・60

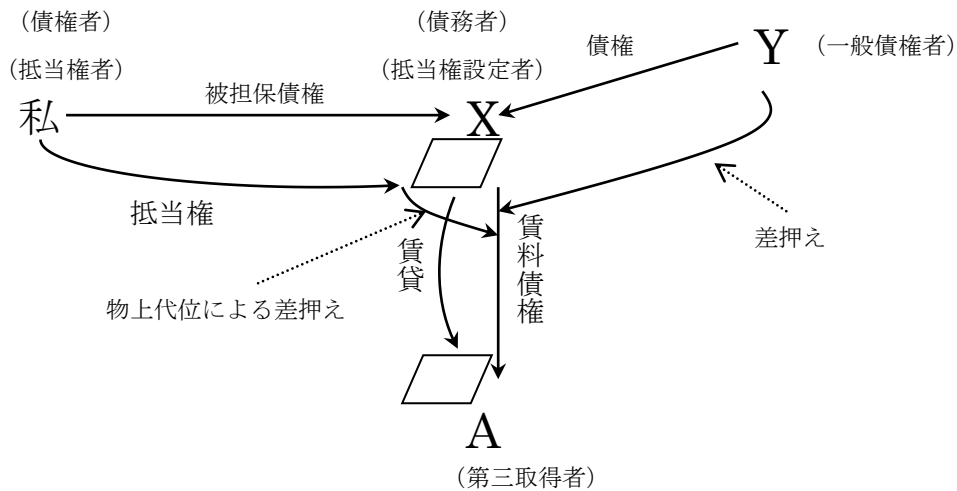
【問 44 長の拒否権の流れ】

種類	一般的拒否権	特別的拒否権			
対象	不当な条例・予算の議決	違法な議決・選挙	収支執行不能の議決	義務費の削除・減額の議決	非常費の削除・減額の議決
流れ	①不当な条例・予算の議決 ↓ ②長が拒否権行使（任意） ↓ ③再議決 ↓ ④出席議員の3分の2以上の同意による再議決 ↓ ⑤議決確定	①違法な議決・選挙 ↓ ②長が拒否権行使（義務的） ↓ ③再議決・再選挙 ↓ ④出席議員の過半数の同意による再議決 ↓（21 日以内） ⑤知事・総務大臣への審査申立て ↓ ⑥知事・総務大臣の裁定 ↓（60 日以内） ⑦（裁定に不服の場合）裁判所への出訴	①収支執行不能の議決 ↓ ②長が拒否権行使（義務的） ↓ ③再議決 ↓ ④出席議員の過半数の同意による再議決 ↓ ⑤議決確定	①義務費を削除・減額する議決 ↓ ②長が拒否権行使（義務的） ↓ ③再議決 ↓ ④出席議員の過半数の同意による再議決 ↓ ⑤長は義務費を予算計上し、支出できる	①非常費を削除・減額する議決 ↓ ②長が拒否権行使（義務的） ↓ ③再議決 ↓ ④出席議員の過半数の同意による再議決 ↓ ⑤長は当該議決を不信任の議決とみなすことができる

【問 45 同時履行の抗弁権の整理】

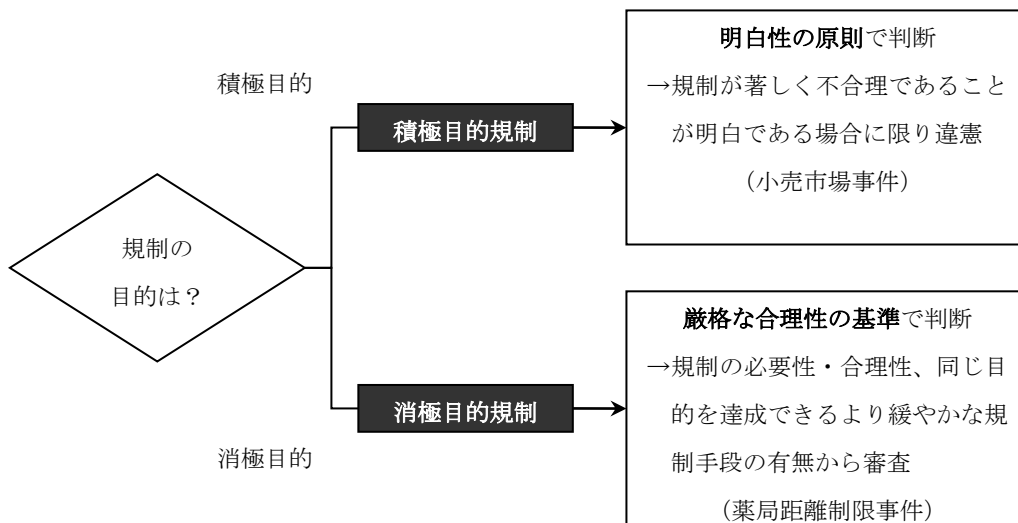
認められるケース	認められないケース
○請負人が瑕疵担保責任を負う場合の請負人の瑕疵修補義務および損害賠償義務と注文者の請負代金支払義務 ・解除による双方の原状回復義務 ・負担付贈与における負担の履行と贈与 ・制限行為能力・詐欺・強迫による取消しの場合の双方の原状回復義務（判例） ①借地人が建物買取請求権を行使した場合の賃貸人の建物代金支払義務と賃借人の土地明渡義務（判例） ②弁済と受取証書の交付（判例） ・売買契約における買主の代金支払義務と売主の債務不履行による損害賠償義務（通説）	・賃貸借契約終了時における賃貸人の敷金返還義務と賃借人の目的物明渡義務（判例） ①建物賃借人が造作買取請求権を行使した場合の賃貸人の造作代金支払義務と賃借人の建物明渡義務（判例） ②弁済と債権証書の返還（判例） ・弁済と抵当権登記抹消手続（判例）

【問 46 一般債権者の差押えと物上代位との競合】



一般債権者 (Y) の差押えと抵当権者 (私) の物上代位による差押えが競合した場合
 ⇒一般債権者 (Y) の申立てによる差押命令の第三債務者 (A) への送達と抵当権者 (私) の抵当権設定登記の先後で優劣が決まる

【問 41 規制目的二分論の整理】



【問 43】

審査請求と取消訴訟の選択

⇒原則－自由選択主義 例外－審査請求前置主義

処分取消訴訟と裁決取消訴訟の選択

⇒原則－自由選択 (+原処分主義) 例外－裁決主義

【問 13 設定・公表についての義務規定】

	設定	公表
審 査 基 準	法的義務	原則として（行政上特別な支障があるときを除き）、法的義務
申請に対する処分の標準処理期間	努力義務	定めたときは、法的義務
処 分 基 準	努力義務	努力義務
行 政 指 導 指 針	法的義務（行為義務）	原則として（行政上特別な支障があるときを除き）、法的義務

【問 16 処分性の重要判例の整理】

認められる事例	認められない事例
土地区画整理事業計画の決定 告示によるみなし道路の一括指定 病院開設中止の勧告 労災就学援護費の支給に関する決定	交通反則金の納付の通告 都市計画法に基づく用途地域の指定 市町村長が住民票に続柄を記載する行為

【問 18】

〔肢 1－非申請型（1号）義務付け訴訟の要件（≡差止訴訟の要件）〕

「一定の処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるために他に適当な方法がないとき」

〔肢 4－義務付けの判決の要件（≡差止め判決の要件）〕

「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」

【問 27－イ 追認の相手方による効力の違い】

	受領能力のない者	受領能力のある者	
		単独で追認可能な者	単独で追認不可能な者
催告の相手方	・ 未成年者 ・ 成年被後見人	・ 法定代理人 ・ 保佐人 ・ 補助人 ・ 制限行為能力者が行為能力者となった後	・ 被保佐人 ・ 被補助人
催告自体の効力	無 効 (催告がなかったのと同じ。)	有 効	
催告に対して確答がなかった場合の効果		追認したものとみなされる。	取り消したものとみなされる。

【問 28 無権代理と相続に関する判例の整理】

無権代理人が本人を相続した場合	本人が追認拒絶せずに死亡	単独相続 共同相続	有効。 他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理人の相続分についても当然に有効となるものではない。
	本人が追認拒絶後に死亡	無権代理行為は有効にならない。	
本人が無権代理人を相続した場合		当然に有効となるものではない（ただし、無権代理人の責任は相続の対象となる）。	
無権代理人を本人とともに相続した者が、その後に本人を相続した場合		有効。	

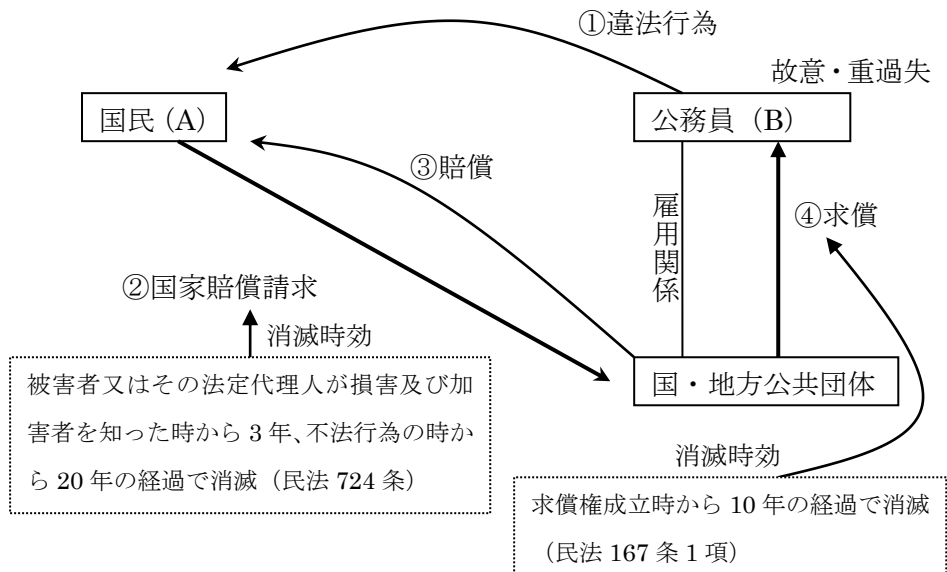
【問 38 決議無効確認の訴え」と「決議取消しの訴え」の原因比較】

		決議無効確認の訴え	決議取消しの訴え
招集手続 ・ 決議方法	定款違反	×	○
	法令違反	×	○
	著しく不公正	×	○
決議内容	定款違反	×	○
	法令違反	○	×

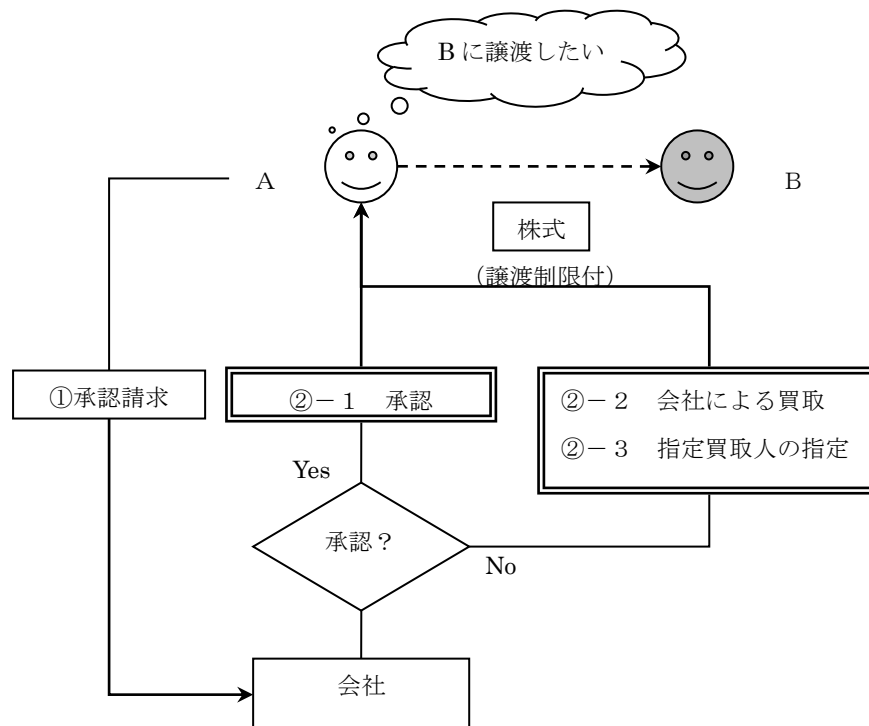
【問題 54 個人情報取扱事業者の義務の整理】

対象	個人情報取扱事業者の義務
個人情報	利用目的の特定・変更（15 条） 利用目的による制限（16 条） 個人情報の取得、利用目的の通知等（17 条、18 条） 苦情の処理（31 条）
個人データ	データ内容の正確性の確保（19 条） 安全管理措置（20 条） 従業者の監督（21 条） 委託先の監督（22 条） 第三者提供の制限（23 条）
保有個人データ	保有個人データに関する事項の公表（24 条） 保有個人データの開示・訂正・利用停止請求への対応（25～27 条）

【問 20－肢 5 国家賠償法における消滅時効】



【問 37 譲渡承認請求の流れ】



【問 39 取締役の無過失責任】

- ・ 自己のために会社と直接取引（利益相反取引）をした取締役
- ・ 株主の権利の行使に対する利益供与をした取締役